

中部運輸局自動車交通部

令和7年1月31日 14:00発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
久世、猪飼、宗宮 TEL 052-952-8082
愛知運輸支局 監査担当
伊藤、片岡 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者にも車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、下記のとおり車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所名

事業者名 : カネ久タクシー 株式会社 (代表者: 鈴木英治)
住 所 : 愛知県高浜市春日町5丁目3番地3号
営 業 所 : 本社営業所 (愛知県高浜市春日町五丁目3-3)

2. 行政処分等の概要

処 分 日 : 令和7年1月31日
処分内容 : ① 事業用自動車の使用停止処分 70日車
(1両を70日間)
② 文書警告

3. 監査端緒

長期監査未実施であったことから、愛知運輸支局が当該事業者に対して監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 点呼の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (2) 業務の記録の記録事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

- (3) 運行基準図を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
- (4) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (5) 整備管理者の研修を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
- (6) 運行管理規程の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)
- (7) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
- (8) 運行管理者の講習を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
- (9) 事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。
(道路運送法第94条第1項)
(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 : 7点
当該事業者が付された累積違反点数 : 7点

以上